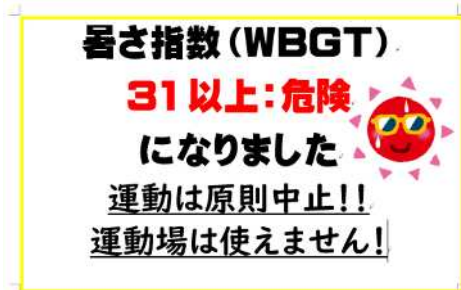


熱中症対策について

運動場使用不可の場合

暑さ指数(WBGT)が 31 以上のとき、児童玄関に「運動場で遊べません」を掲示します。



＊翌日の暑さ指数が高くなることが予想されるなど、警戒が必要な際は、職員間で適宜情報を共有します。

＊暑さ指数が 31 未満でも、運動量の調整・こまめな水分補給・服装の配慮など、普段から熱中症予防の対策をします。

＊10時・12 時半・13 時半時点（可能ならば実測値、無理な時は環境省の実況値）の暑さ指数を職員室と保健室前に掲示します。

＊熱中症対策用に保健室と職員室の冷蔵庫にスポーツドリンクを置きます。（保健室には経口補水液も）

＊各ご家庭でも、多めのお茶や汗拭き用のタオルを持たせてあげてください。